

# 短期入所生活介護重要事項説明書

## 1. 短期入所生活介護施設ふじみ苑の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームふじみ苑
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬 3 3 6 0 番地 1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (1 1 7 6 5 0 4 9 8 1)

### (2) 施設の職員体制

(2024年4月現在)

職務	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	1 ※		管理責任	1
医師		7 ※	健康管理	7
生活相談員	3 ※		生活相談	3
管理栄養士	1 ※		栄養管理	1
機能訓練指導員		1 ※	機能訓練	1
介護支援専門員			施設介護支援	
看護職員 (正)	5 ※		健康管理	8
看護職員 (准)	3 ※			
介護職員	1		介護全般	1
調理員	3 ※	6 ※	調理業務	9
事務職員	2 ※		事務全般	2

※印 特別養護老人ホームと兼務

### (3) 施設の設備概要

定員	特別養護老人ホーム 79名 (多床室 68床・従来型個室 11床) ショートステイ 6名 計 85名			
居室(1階)	個室	11室	(1室 23.76㎡)	トイレ・洗面所つき
	2人部屋	2室	(1室 34.74㎡)	トイレ・洗面所つき
居室(2階)	4人部屋	7室	(1室 35.34㎡)	洗面所つき
	2人部屋	21室	(1室 27.27㎡)	トイレ・洗面所つき
1階共用スペース	食堂 2室・理容室 1室・喫茶コーナー・談話コーナー 浴室(一般浴室・特殊浴室・男性・女性浴室及び脱衣室) 洗濯室 2室・会議室・面談室・厨房・トイレ			
2階共用スペース	静養室 1室・医務室 1室・くつろぎコーナー 機能訓練室・トイレ			

## 2. 短期入所生活介護の内容

<b>食事</b>	朝食 午前 8:00～ お茶 午前10:00～ 乳製品を中心とした水分補給 昼食 午後12:00～ おやつ 午後 3:00～ 夕食 午後 6:00～
<b>入浴</b>	週に最低2回は入浴していただきます。ただし、体調不良で入浴不可能な場合には状態を見て清拭等を実施します。 浴槽は、大浴槽、個人浴槽、数人浴槽、車椅子浴槽、寝台浴槽とありますが、使用する浴槽は身体状況を踏まえて決めます。
<b>介護機能訓練</b>	必要な介護を行います。 基本的には、残存能力を活用した行為を重ねることで機能の回復・維持を目指します。
<b>健康管理</b>	看護師による健康診断は毎日実施します。また毎週1回医師会医師による診察があります。
<b>送迎</b>	必要に応じて自宅・ベッドまでの送迎を行います。 通常を送迎実施地域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町、志木市の区域です。
<b>理美容サービス</b>	当施設では理容組合やボランティアさんの協力で、理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。
<b>レクリエーション</b>	当施設では、年間計画に基づいて行事を行います。行事によっては、別途参加費用がかかるものもございます。

## 3. サービスの利用手続

- (1) まずはお電話でご相談ください。状況を伺ったうえで、利用相談をすすめます。  
居宅サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。  
健康状態によっては、利用にあたり医療情報の提供をお願いする場合があります。

(2)

### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に終了し、予約は無効になります。

- ・利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・介護給付でサービスを受けていた利用者の介護認定が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなった場合

③利用者がサービス料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、又は利用者や家族などが当施設や職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、サービスを終了させていただくことがございます。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

#### 4. 短期入所生活介護の中止

##### (1) 短期入所生活介護の中止

利用開始前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、一切料金はいただきません。できるだけ、早めにご連絡してください。

##### (2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

必要な場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等、必要な措置を講じます。また料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先	①	②
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		
主治医		
病院又は診療所名		
医師名		
住所		
電話番号		

#### 5. 当施設サービスの特徴等

##### (1) 運営方針

①人権尊重を大切にしたい、豊かな人生の意義を感じ取れる運営を基本とします。

利用者が自立して生活できるよう、利用者の生活に総合的に関わり、利用者の個別ニーズに応じて援助し、利用者個々の意思を尊重した暖かで、ゆったりとした生活施設をめざします。

②社会の先輩である利用者・家族から率直に学び、お年寄りと同じ目線で接することのできる職員集団になることをめざします。

③地域の高齢者団体、学校、幼稚園、保育園等や各種団体、グループをはじめ多くの市民との交流を積極的にすすめ、地域に開かれた施設をめざします。

## (2) ケアの基本方針

### ①排泄

尿意・便意の維持・回復をめざす働きかけを基本に、自然で当たり前の排泄を大切にします。

### ②食事

おいしく、しっかり、ゆっくり食べていただける食事を援助します

### ③入浴

清潔維持を基本にしつつ、楽しく、心身ともにゆったりできるお風呂の時間をめざします。

### ④認知症等の問題行動

身体拘束は行いません。混乱されている心を受け止め、やすらぎに満ちた人間関係の形成に配慮します。

## (3) サービスの質の向上のために

職員の意識向上とケアの統一を図るために定期的な会議を開催するとともに、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的にすすめます。

### 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

#### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	副施設長	関根	伸也
-------------	------	----	----

#### ② 成年後見制度の利用を支援します。

#### ③ 苦情解決体制を整備しています。

#### ④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### ⑤ サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## (4) 施設利用にあたっての留意事項

### ①面会

面会時間は特別にありません。活動している時間内であればいつでも来苑いただけます。面会時は面会簿への記入をお願いします

### ②飲酒、喫煙

生活習慣にあわせて体調への不安がない範囲でお飲みいただけます。ただし、喫煙は所定の場所をお願いします。

### ③設備、器具の利用

施設内で利用できる範囲で使用できます

### ④金銭、貴重品の持ち込み

管理責任はとりかねます。ご本人の管理できる範囲をお願いします。

⑤所持品の持ち込み

生活動作の妨げにならない範囲で持ち込みください。

⑥宗教活動

他の利用者さんの迷惑にならない範囲で自由です。

⑦ペット

基本的には管理しかねますので、飼育はご遠慮ください。

6. 非常災害対策

災害時の対応	人命を守ることを最優先とし、非常災害計画に基づき対応します。
防災設備	自動火災報知機、非常放送設備、自動通報装置、スプリンクラー設備 消火器、誘導灯及び誘導標識、AED（自動体外式除細動器）
火災避難訓練	夜間想定を含めて、年2回以上実施します。
水災害避難訓練	年1回以上実施します。
防火管理者	佐藤俊和

【業務継続計画の策定等について】

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設介護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 賠償責任

サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者が加入している保険で賠償します。

8. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情

相談担当者	朝倉 由佳子	電話 049-251-1259
解決担当者	湯田 真理子	
第三者委員	山口 由美	電話 048-260-7696 (十文字学園女子大学)
	熊木 佐知男	電話 049-254-9706
	勝山 祥	電話 090-7190-2274

②その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村名	担当課	連絡先
富士見市	高齢者福祉課介護保険係	049-251-2711 (代)
三芳町	健康増進課介護保険担当	049-258-0019 (代)
ふじみ野市	高齢者福祉課介護保険給付係	049-261-2611 (代)
志木市	長寿応援課介護保険グループ	048-473-1111 (代)
国民健康保険団体連合会	埼玉県国民保険団体連合会	048-824-2761 (代)

9. 当法人の概要

- |                |   |             |
|----------------|---|-------------|
| (1) 名称・法人種別    | 社会福祉法人  | 富士見市社会福祉事業団 |
| (2) 代表者役職・氏名   | 理事長   | 奥村 敬一       |
| (3) 本部所在地・電話番号 | 富士見市鶴馬3360番地1<br>(049-251-1030)   |             |
| (4) 定款に定めた事業   | 特別養護老人ホームふじみ苑の経営<br>短期入所生活介護事業の経営<br>デイサービス事業の経営<br>富士見市内放課後児童クラブの受託経営<br>生計困難者に対する相談支援事業 |             |
| (5) 公益を目的とする事業 | 居宅介護支援事業の経営<br>地域包括支援センターの受託  |             |
| (6) 施設・拠点等     | 特別養護老人ホーム従来型  | 1ヶ所         |
|                | 特別養護老人ホームユニット型  | 1ヶ所         |
|                | 短期入所生活介護・<br>介護予防短期入所生活介護   | 各1ヶ所        |
|                | 通所介護・介護予防通所介護   | 各1ヶ所        |
|                | 居宅介護支援事業所   | 1ヶ所         |
|                | 放課後児童クラブ  | 21ヶ所        |

20 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 富士見市鶴馬3360番地1

名称 社会福祉法人 富士見市社会福祉事業団

説明者 所属 富士見市社会福祉事業団

特別養護老人ホームふじみ苑

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名

印

(代理人) 氏名

印